

20年2月議会

1. 都市整備行政

(1) 小山市景観条例について

- ① 何が変わるか。
- ② どのようなものが規制対象となるか。
- ③ 景観重要建造物及び樹木とはどのようなものか。

(2) あげぼの公園の改修について

- ① 野球場の照明設備の改修
- ② 駐車場の整備

(3) 思川へのアプローチ整備事業

- ① 進捗状況は。

2. 土木行政

(1) 交通安全施設整備事業（あんしん歩行エリア）

- ① 踏切拡幅、歩道設置の今後の計画は。

3. 消防行政

(1) 消防庁舎移転について

- ① 県の消防機関の広域化推進計画は。

4. 経済行政

(1) おやまサマーフェスティバル・花火大会について

- ① 交通規制はどのようにするのか。
- ② 「灯の舞」提灯みこしパレードは。

5. 教育行政

(1) 特別支援教育

- ① 特別支援教育支援員に対する地方財政措置について
- ② 特別支援教育サポーターの配置について

質問

1. 都市整備行政

最初に、都市整備関係についてですが、今回の議案にもなっております小山市景観条例についてお伺いいたします。小山市では昭和63年に都市景観形成モデル指定を受け、都市景観の形成が始まり、平成6年に都市景観条例を施行し、平成10年には条例に基づき都市景観形成基本計画を策定、小山市の景観形成に取り組んでこられ、さらに平成17年に景観行政団体になり、さらに今回法の実効力のある小山市景観条例が制定されます。

まず、この景観条例によって何が変わるか、そしてどのようなものが規制対象になる

か、また条例の第4章の中で景観重要建造物及び景観重要樹木の指定ができますとありますが、重要建造物と重要樹木の定義を教えてください。また、具体的に小山市にある建造物や樹木で当てはまるものをお伺いいたします。

次に、あけぼの公園の改修についてお伺いいたします。同志議員の五十畑議員が生まれた昭和48年に完成したあけぼの運動公園でございます。この件に関しては2年前に質問させていただきましたが、野球場のナイター照明設備についてお伺いいたします。利用者の拡大に向けて、あのぼんやりとしたナイター照明設備は整備するのかどうか、お伺いいたします。

また、駐車場の整備についてお伺いいたしますが、駐車場については、管理棟西側にある約40台収容できる舗装の駐車場があります。その駐車場にはふだん利用者でない車の待機場になっているのが現状です。また、土曜日、日曜日については路上駐車が多く見受けられます。対応策があるのか、お伺いいたします。

続いて、思川へのアプローチ整備事業ですが、小山市制50周年記念事業の一つでありました小山のまちづくりシンポジウムの中で、17年1月に観覧橋から思川へおろることができるデザインとして、思川アプローチデザイン・アイデアコンペが行われました。しかし、当時は河川法の問題などで、事業化されるのが難しいと県から言われておりましたが、関係者の県の河川課との協議により事業化されたものです。そこで、20年度の予算案の中で1億4,900万円の予算がついておりますが、進捗状況並びに今後の整備スケジュールについてお伺いいたします。

答弁

◎大久保寿夫市長 小川議員のご質問のうち、1、都市整備行政について、小山市景観条例について、何が変わるかについて答弁申し上げます。

小山市は水と緑と大地の豊かな自然と、古い歴史、また祭りを初めとするすぐれた文化を持っております。しかし、周辺の自然の豊かさに比べ、駅前など街なかに緑が少ないことや由緒ある歴史を有しているものの、その風情が余り残されていないこと、また区画整理や宅地開発などにより、市街地に新しいまちが形成されておりますが、幹線道路沿道等で原色の建物や看板が目立つなど、どこことなく落ちつきのない場所もあるなどの課題が多く残っております。

このような状況の中で、人と経済、文化の交流する北関東の拠点都市の形成に向け、魅力的な歴史をはぐくんできたかつての小山らしさを保全し、躍進する未来を象徴する新たな小山らしさをつくっていく必要があります。そのためまちづくりの一つの方策として、小山市景観条例を中心とする市民の皆様と協働の取り組みにより、保全すべきものは保全され、古いものと新しいものが調和しながら共存する新しいまちの景観が形成されます。これによりほかの市との差別化につながり、人を呼び込む効果もあると考えます。今回の改正はその第一歩として、これまでの市独自の条例を、平成16年に制定された景観法

と一体となって効果を発揮する条例へと移行させることにより、周囲と調和しない建築物等に対しては、デザインを変更する勧告や命令ができるなど、実効性が確保できるものとなります。条例により運用される景観計画において、祇園城通りの緑化の推進などの景観形成も可能となります。本改正条例により小山市の景観施策の実効性を上げてまいりますので、議員のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

答弁

◎小久保吉雄副市長 小川議員のご質問のうち、1、都市整備行政、(3)、思川へのアプローチ整備事業の進捗状況はについて答弁申し上げます。

思川へのアプローチ整備事業は、中心市街地にありながら歴史と自然豊かな思川の河川空間の利活用と都市景観づくりを図るため、平成16年度に思川へのアプローチデザインコンペを開催いたしました。この中でかつて中世の祇園城等で築かれた城壁であるくるわをモチーフとした作品が最優秀賞に選ばれ、このデザインコンセプトをもとに、河川法と照らし合わせて、これまで河川管理者である栃木県と協議を進めてまいりました。本年度に工事に着手する予定でしたが、城山公園西側付近については、予定されている祇園城跡整備との整合を図る必要があること、また観晃橋下流側の占用範囲に複数の個人名義の土地があり、その追跡調査に時間を要し、河川占用許可申請がおくれたことから、本年度の工事は見送りました。今後は平成20年度に観晃橋下流側、平成21年度に観晃橋上流の橋詰広場の整備を行う予定でありますので、議員におかれましてはご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

答弁

◎松本浩都市整備部長 小川議員ご質問のうち、都市整備部所管にかかわります1、都市整備行政について、(1)、小山市景観条例についてのうち、②、どのようなものが規制対象になるかについてお答えいたします。

小山市景観条例(案)第7条におきまして、市内全域では遠くからでも目につきやすく、まちの景観に大きな影響を与える大規模な建築物の新築、増築、改築や色彩の変更などの行為においては、用途地域と規模に応じた届け出が必要となり、工作物においては、工作物の種類と規模に応じた届け出が必要となります。また、5万平方メートルを超える開発行為につきましても、届け出対象行為としております。例えば建築物では、商業地域においては、建築面積が1,000平方メートルを超えるもの、または階数が6階以上のもの、または高さ18メートルを超えるもの。住居系用途地域においては、建築面積が1,000平方メートルを超えるもの、または階数が4階以上のもの、また高さ10メートルを超えるものが届け出が必要となります。

届け出対象行為においては、小山市景観計画に定める形態、色彩などに関する基準に

適合するように設計していただき、基準に適合しないと認めるときは、景観法に基づき設計変更などの勧告や変更命令を出すことができます。また、命令に違反したものや、届け出をしなかったものに対しても、景観法に基づく罰則がかかることとなります。

続きまして、③、景観重要建造物及び樹木とはどのようなものかについてお答えいたします。まず、景観重要建造物、定義といたしましては、景観形成上重要な建造物というふうになっておりますが、景観法では景観重要建造物には原状変更の規制及び原状回復命令の規定があることから、景観重要建造物の指定は文化財保護条例による指定文化財と同等で、かなり重いものであります。そのため指定に当たっては、文化財的価値も加味されるとともに、その時代における固有の美しさを持っていることに加え、地域に愛され、地域のランドマークとして、その美しさを保つために、所有者だけでなく地域住民等による維持管理が行われているようなものを指定していくこととしております。また、当然のことですが、所有者の同意が必要となります。

実際具体的には、指定基準をもとに指定文化財と指定文化財候補建造物の中から、景観審議会の意見を聞いて指定していきたいと考えております。また、新しい建造物については、芸術的価値のあるものや有名建築家等の作品で、その造形美が全国的に高く評価されるものなどが出現した場合に指定していくことを想定しております。

また、景観重要樹木におきましては、こちらの定義は景観形成上重要な樹木となっておりますが、景観重要樹木におきましては、地域のランドマークとして広く愛されており、地域の景観づくり、まちづくりの核としてそれを守り、積極的な活用を図るべきものを指定していくこととしております。今後指定基準をもとに調査を行い、所有者の同意の得られるものについて景観審議会の意見を聞いて指定していきたいと考えております。議員におかれましてはご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、2、あけぼの公園の改修について、①、野球場の照明設備の改修、②、駐車場の整備についてお答え申し上げます。あけぼの公園整備につきましては、平成16年度から18年度の3カ年で、テニスコート6面の人工芝への改修工事が完成し、本年度は野球場北側と野球場西側の2カ所のトイレ改修工事を施工中です。議員ご指摘の野球場のナイターが暗いことについては、平成20年度より3カ年計画で照明設備の改修工事に着手してまいります。また、駐車場について、暫定駐車場として利用している野球場北側を常時駐車場として利用できないかでございますが、現在公園内の駐車場が40台分であり、不足していること、また公園利用者以外が駐車していることは課題として認識しており、個別に注意をしているところではございますが、議員ご提案を含めて、今後実効性のある解決策を検討してまいりますので、議員におかれましてはご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

2. 土木行政

次に、土木行政の交通安全施設整備事業で行っていた踏切拡幅に伴う歩道設置についてお伺いいたします。横倉踏切、通称三峯踏切の改良、雨ヶ谷踏切の改良が行われました。JRとの協議の上継続的に踏切の改良工事を実施していくとのことでしたが、今後の整備計画についてお伺いいたします。

答弁

◎渡部幸市建設水道部長 議員のご質問のうち、建設水道部所管にかかわる2、土木行政、交通安全施設整備事業（あんしん歩行エリア）、踏切拡幅に伴う歩道設置の今後の計画はについてお答え申し上げます。

あんしん歩行エリア整備事業は、公安委員会、国土交通省、栃木県により事故抑制対策を集中的に実施するために規定されました、駅西口地区と駅東地区を平成15年度から19年度の5カ年を事業期間として整備しているものであります。踏切整備につきましては、平成17年度に横倉踏切、平成18年度に雨ヶ谷踏切の両側に2.5メートルの歩道設置を実施し、平成19年度は水戸短絡線の踏切撤去及び市道2074号線の拡幅工事を実施しております。今後は踏切道改良促進法に基づき、法指定の手続きを行い、年次計画に基づきまちづくり交付金を導入し、平成20年度はJR宇都宮線、小山駅から南へ2つ目の第二境街道踏切を水戸短絡線の廃線に伴い、踏切長を短くする整備と、両側に2.5メートルの歩道の設置を予定しております。また平成21年度は、間々田駅南側の飯田踏切の両側に2.5メートルの歩道の設置を計画しておりますので、議員におかれましては、よろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。

3. 消防行政

次に、消防庁舎移転についてお伺いいたします。この件については過去議会においてさまざまな質問が出ております。そのときの答弁の中で、庁舎の移転については、19年度末までに決まる県の消防機関の広域化推進計画を受けて移転するとされておりますが、広域化推進計画はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

答弁

◎山崎仁消防長 小川議員のご質問のうち、3、消防庁舎移転について、県の消防機関の広域化推進計画案についてご答弁いたします。

県による消防広域化の推進計画につきましては、本年度中、3月末日まで。県内すべての市と町の総意を取りまとめて、広域化対象市町の組み合わせや、自主的な市町の消防

広域化推進にかかわる基本的な事項が示されることになっております。小山市といたしましては、市民の生命、財産を守るには、地域に根差した消防が基本であると思うことから、同様な認識を持つ近隣市町での広域化を図る県内5ブロック案で協議を推進してまいりましたが、まだ県による消防広域化推進計画は提示されておられません。県で示されるこの広域化推進計画に沿って、今後5年の間に構成対象となる市と町の間で広域消防運営計画を作成することになります。この中で消防本部の位置、名称、その後広域化後の円滑な消防運営を整備するための協議事項の作成に入ります。広域消防運営計画の作成協議の中においても、引き続き市民の意向が反映されるよう努力してまいりますので、議員におかれましてはご理解、ご協力をお願いいたします。

4. 経済行政 およまサマーフェスティバル・花火大会について

次に、経済行政について、およまサマーフェスティバル・花火大会についてですが、この件については昨年の6月にも同じ質問をさせていただいておりますが、どうも6月では間に合わないようなので、今議会で質問させていただきます。小山市最大のイベントであるサマーフェスティバルですが、年々縮小の一途をたどっているように思います。オープニングカーニバルや前夜祭での歩行者天国の廃止に伴う参加団体の減少、灯の舞のコース変更に伴う参加団体や見学者の減少、特に3年前を最後に2日間で行われるサマーフェスティバルは、一体感を失ってしまいました。1日目はよさこい、2日目は花火大会で、まるで全く別のイベントが2日間にわたって行われているように感じております。そこで、ことしはどのような形になるのか、お伺いいたします。オープニングカーニバル時の歩行者天国は実施されるのか、また「灯の舞」提灯みこしパレードはどのような形になるのか、お伺いいたします。

答弁

◎松本勝経済部長 小川議員のご質問のうち、経済部所管にかかわります4、およまサマーフェスティバル・花火大会について、①、交通規制はどのようにするのか、②、「灯の舞」提灯みこしパレードについてご答弁申し上げます。

祇園城通りの歩行者天国は、昼間の暑さによる観覧客の減少と出店者の減少、さらに警察から2日間の主要幹線道路の交通規制は好ましくないとの強い指導を受け、オープニングカーニバル委員会及び実行委員会において廃止のやむなきに至りました。昨年灯の舞パレードのコースであった歩行者天国の復活を、警察及び関係団体と協議してまいりましたが、主催者である商工会議所が提案した中の1つのコースが許可され、街なかのパレードが実施された経緯がございます。

次に、「灯の舞」提灯みこしパレードでございますが、本年は7月に祇園祭があり、そ

の前後に選挙も予定され、過密日程になっていること、秋に開運まつりと西口まつりが同時開催することが予想されるため、メインイベントとして出ることが駅西口の活性化にもつながるため、主催者であります商工会議所の役員会で決定したと伺っております。今後警察及び関係者に対して市としても特段の協力をしてまいりますので、議員のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

5. 教育行政

最後に、教育行政の特別支援教育についてお伺いいたします。特別支援教育については、今回で5回目の質問でございます。発達障がいを持つ子供たちに対して、国では平成19年度特別支援教育が始まりましたが、小山市では平成17年度より先進的に取り組まれたことに関係者の方々に深く感謝いたします。特に特別支援教育、サポーター事業に関してお伺いいたしますが、この事業は普通学級に在籍する発達障がい、自閉症、ADHD、多動障がい等を持つ子供が安心して学べるために、担任の先生などで手が足りない部分、目が届かない部分にTT教諭や生活介助員を配置していただく事業であります。

文部科学省では、平成20年度に全国規模3万人、措置額360億円の特別支援教育支援員を計画的に配置が可能になるために必要となる経費を賄う地方財政措置があると聞いております。小山市にはこの地方財政措置のお金が来るのか、お伺いいたします。また、特別支援教育サポーターの人員及び配置についてお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わりますが、簡潔な答弁をお願いいたします。

答弁

◎清水悟教育長 小川議員のご質問のうち、教育委員会所管にかかわります特別支援教育についてお答えいたします。

まず、特別支援教育支援員に対する地方財政措置についてですが、本市は地方交付税の不交付団体であり、残念ながら交付税として措置はされておられません。そのため本市では市独自の事業として、議員もご承知のとおり、平成17年度より先行的に特別支援教育サポーター配置事業を行っております。特別支援教育サポーターは、平成17、18年度は18名、19年度には20名配置いたしました。20年度には2名増員し、22名配置の予定です。児童生徒の障がいの重度重複化や、新たに特別支援教育の対象となった通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒への支援のために、サポーターの配置要望はふえており、今後もその要望は増加するものと思われまます。各校とも担任を持たない教員や非常勤講師などを

活用するなどの工夫をしておりますが、特別支援教育の理念である一人一人の教育的ニーズに応じた教育のため、今後とも学校と連携を図り、必要に応じてサポーターの増員を進めてまいりたいと考えております。今後も本事業がより充実するよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。